

長野県告示第593号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
長野市篠ノ井山布施字米野7954の1・7954の3・8001の1・8002の5（以上4筆国有林）、7953の3（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第594号

国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年11月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量・水準測量）
- 2 作業期間
令和2年11月11日から令和2年12月22日まで
- 3 作業地域
伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡宮田村

建設政策課

長野県告示第595号

上田地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年11月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基準点測量
- 2 作業期間
令和2年11月10日から令和3年3月15日まで
- 3 作業地域
東御市

建設政策課

長野県告示第596号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年11月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年4月1日から令和2年10月30日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県伊那建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年12月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年11月26日

長野県伊那建設事務所長 米倉 剛

- 1 路線名
与地辰野線
- 2 供用を開始する区間
上伊那郡箕輪町大字中箕輪1456番の1地先から
上伊那郡辰野町大字伊那富7452番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日
令和2年11月27日

道路管理課

**公告**

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第7条の規定により、令和2年11月12日付けで次の者を表彰しました。

令和2年11月26日

長野県知事 阿部 守一

スポーツ栄誉賞
砥石 真衣

人事課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年11月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ伊那店
伊那市西町5182
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
ユニー株式会社
愛知県稲沢市天池五反田町1番地
- 3 変更しようとする事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	173台	173台
2	73台	73台
3	37台	13台
4	276台	257台
5	177台	—
合計	736台	516台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
出入口	13	16
合計	13	16

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

- (3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	変更前	変更後
1	111.7立方メートル	111.7立方メートル
2	102.5立方メートル	102.5立方メートル
3	—	6.0立方メートル
合計	214.2立方メートル	220.2立方メートル

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- 4 変更する年月日
令和3年7月7日
- 5 届出年月日
令和2年11月16日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和2年11月26日から令和3年3月26日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日）

付け12産振第137号) 様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、諏訪都市計画に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

令和2年11月26日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 令和2年12月20日（日）午前10時から
- (2) 開催場所 長野県諏訪合同庁舎 5階講堂（諏訪市上川1丁目1644の10）

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路
 - 3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線
 - 3・6・11号立石線
 - 3・4・21号中央幹線

(2) 変更案の閲覧

令和2年11月26日（木）から令和2年12月18日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

令和2年11月26日（木）から令和2年12月11日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県諏訪建設事務所、諏訪市役所

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公述申出書

(整理番号)

諏訪都市計画道路の変更案に対して、次のとおり意見を述べ
たいので申し出ます。

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 殿

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、下諏訪都市計画に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

令和2年11月26日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 令和2年12月20日（日） 午前10時から
- (2) 開催場所 長野県諏訪合同庁舎 5階講堂（諏訪市上川1丁目1644の10）

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路
 - 3・4・6号高木東山田線
 - 3・6・15号中央通和田峠線

(2) 変更案の閲覧

令和2年11月26日（木）から令和2年12月18日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

令和2年11月26日（木）から令和2年12月11日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県諏訪建設事務所、下諏訪町役場

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公　　述　　申　　出　　書	(整理番号)
下諏訪都市計画道路の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
令和　　年　　月　　日	
長野県知事 阿部 守一 殿	
公述申出人	
住 所 〒	
ふりがな 氏 名	
(電話)	
<u>意見の要旨</u>	
<hr/> <hr/> <hr/>	
<small>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</small>	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により令和2年11月29日に開催を予定していた松本都市計画道路の変更案に係る公聴会については、中止します。

令和2年11月26日

長野県知事 阿部 守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により同法第29条第1項の許可があったものとみなされた次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年11月26日

長野県伊那建設事務所長 米倉 剛

- 1 協議済書番号
令和元年5月9日 長野県伊那建設事務所指令30伊建第359-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
伊那市西箕輪7004の内、7200-23の内（第1工区）
- 3 開発許可があったものとみなされた者の住所及び氏名
長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事 阿部 守一

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年11月26日

長野県伊那建設事務所長 米倉 剛

- 1 許可番号
令和2年7月9日 長野県伊那建設事務所指令2伊建第126-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上伊那郡飯島町飯島3856-9の内、3856-10、3856-12、3856-13の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上伊那郡飯島町飯島2537

飯島町土地開発公社 理事長 宮下 寛

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年11月26日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

- 1 許可番号
令和2年10月23日 長野県長野建設事務所指令2長建第55-14号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字相之島字土手内554-2、555-1、555-3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市高梨町294-2 メゾンボヌールB203
出河 勇司

都市・まちづくり課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事から、令和2年3月9日付けで包括外部監査人柴田博康氏から提出のあった令和元年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

令和2年11月26日

長野県監査委員 田口敏子
同 西沢利雄
同 青木孝子
同 丸山栄一

1 監査の対象となった事件名

子ども子育て・若者支援に関する財務事務の執行及び管理について

2 措置の内容等

No.	項目	区分	監査の結果等（要旨）	措置等の内容
1	【総括意見1】 市町村及び関係諸団体との更なる連携・協働	意見	<p>各市町村は地域性や財政状況など抱えている固有の実情があるなかで、子ども子育て・若者の関連施策・事業の取り組みを行い、多くの委託事業及び補助事業が社会福祉法人、市町村の社会福祉協議会、NPOなどにより取り組まれている。</p> <p>県は、市町村の子ども子育て・若者の関連施策の取り組み状況を把握するため、現在取り組んでいる各事業の情報収集や市町村との情報共有を行っているとのことであるが、市町村が実施している事業の実情を把握・分析し、事業の実施状況の実態を把握することにより、具体的にどのような施策が有効かなどを検討することが必要であり、さらに、事業を行うにあたりより深く関与して、市町村の自立性を尊重しながら適切な役割分担を図りつつ、また、社会福祉法人、市町村の社会福祉協議会、NPOなど関係諸団体との更なる連携・協働することにより事業の推進を図ることが望まれる。</p>	<p>市町村、関係団体との情報共有を図り、各事業の実情等を踏まえながら連携・協働を推進してまいります。</p> <p>信州バーソナル・サポート事業については、研修等の場を活用し、関係諸団体との連携・協働を推進します。</p> <p>ジョブカフェ信州長野分室とハローワークとの協業・共同体制について、長野労働局へ要望し、検討します。</p>
2	【総括意見2】 事務事業の実施における「チェックリスト」などの整備・運用	意見	<p>子ども子育て・若者支援事業には、市町村が主体として実施する委託事業や補助事業に関する事務事業が数多くあり、また、社会福祉法人、NPO、社会福祉協議会、民間企業など各種団体に事業を委託するか、補助金の交付をすることにより実施されている事業もある。</p> <p>各種書類の作成及び確認並びに承認作業などが相当の事務量になっており、県の事務担当職員にとって大きな負担なっていると考えられる。</p> <p>委託事業については、委託理由に合理性はあるか、委託料の算定方法は適正かなど、補助事業については、補助金の申請、実績報告が要綱などに準拠しているかなどのチェック項目がある。</p> <p>収支予算書及び収支報告書並びに決算報告書の確認事項としては、見積書及び提案書の内容と大きく相違することはないか、県の積算した金額と比較しその差異は合理的な理由があるか、などのチェック項目があり、収支予算書と収支報告書や決算報告書を区分ごとに比較して、ある程度の増減があれば質問し内容を確認する必要もある。</p> <p>このように業務処理における作業量が、増大し複雑化しているなかで、所管する部署によっては、正確に事務処理を遂行するために、チェック表を所管課で自ら作成し使用しており、確認作業に利用していることである。「チェックリスト」や「業務マニュアル」を作成し運用することで、確認事項が効率的・網羅的に確認されるため単純な事務処理の誤りがある程度未然に防止される。事務担当職員は、判断をする事項や算定方法の検証作業に注力でき、事務の引き継ぎにも有用な手法であり、費用低減の効果も期待されるところから、「チェックリスト」及び「業務マニュアル」などを作成し運用することを検討することが望ましい。</p>	<p>長野県会計局が作成した補助金等審査チェックリストの周知及び活用の徹底を図るとともに、事務に遺漏のあったものについては留意事項をまとめたものを作成します。</p> <p>委託事業及び補助事業における事務処理を効率的かつ正確に遂行するため、リスクマネジメントの行動計画に基づき、チェックリスト等の作成に取り組んでまいります。</p> <p>契約事務に関するチェックリストを作成し、運用しています。チェックリストの内容については、今年度運用する中で精査し、必要に応じて更新していきます。</p> <p>会計局作成のチェックリストの周知、活用の徹底を図り、正確な事務処理に努めてまいります。</p> <p>補助金事務及び契約事務におけるチェックリストを作成の上、所属内で共有し、正確な事業遂行に努めています。</p> <p>必要性を検討した上で、チェックリスト等を作成し、委託事業及び補助事業などにおける効率的かつ正確な事務処理を徹底します。</p>

3	【総括意見3】 長野県子ども子育て・若者支援の更なる推進	意見	<p>「長野県子ども・若者支援総合計画」などで計画されている各事務事業を推進するため、これまでも、所管する部署において、事業の取組みや進捗管理の状況、事業の連携、成果評価等は把握されているが、全体的に現状を把握し事業推進の情報を収集し検討はされていない。</p> <p>「長野県子ども・若者支援総合計画」を策定した次世代サポート課は、長野県組織規則第14条の7の規定にあるように「子ども・若者支援その他次世代育成支援及び少子化対策に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること」をつかさどる。これまでも各事業の所管課より情報を収集しその情報の共有を行い、適時適切に事業が実施されているかを把握しているとのことであるが、PDCAサイクルを遂行する組織体制を整備することにより、実施されている事業をさらに組織横断的に全体的を把握し、「長野県子ども・若者支援総合計画」などの各事業を長期的に推進していくことが望ましい。</p>	<p>各事業の所管課から情報を収集し、事業の進捗状況を確認のうえ、県公式ホームページで公表するとともに、8月7日開催の青少年問題協議会で報告しました。</p> <p>また、当該計画などで計画されている各事務事業を効率的、一体的に推進するため、組織体制の強化について検討してまいります。</p>
4	【ながの出会い応援プロジェクト（長野県婚活支援センター事業】 委託業務における業務完了報告書	意見	<p>大学生のライフデザインカレッジ事業における業務内容は、大学生向けのライフデザインセミナーの実施及び啓発冊子の作成であり、企業の結婚支援促進事業における企業トップセミナー開催業務は、企業のトップセミナーの企画・運営・広報が業務内容となっているが、業務完了報告書の様式には、業務を実施した際に実際に要した経費について報告することは求められない。</p> <p>県が実施する委託事業については、予算と実績を比較して金額の側面からも業務を評価し、翌年度以降の業務を効率的かつ効果的なものとすることが重要であると考えられる。特にセミナー実施が業務内容である場合には、形のある成果物がなく、県は実施内容とともに支出額を把握して委託した業務が適切に実施されたかを検証すべきであると思われることから、業務完了報告書の様式について見直しを検討していくことが望ましい。</p>	<p>今年度から、業務を実施した際に実際に要した経費を把握するため、新たに経費内訳書を業務完了報告書の添付書類として求めるところとしました。また、来年度以降の業務を効率的かつ効果的なものとするよう、予算と実績を比較することにより業務の評価を行います。</p>
5	【青少年の健全育成事業】 成果指標の設定	意見	<p>青少年の健全育成事業においては、チャイルドライン支援事業におけるチャイルドライン電話受付件数を成果指標として設定しているが、青少年の健全育成事業においてはほかにも3つの事業を実施しており、重要なもののひとつに子どもの性被害予防があるが、これを評価するための指標は設定されていない。</p> <p>成果指標は、県が実施する事業の方向性を決めるにあたって重要な役割を担うものである一方で、数値化した成果指標を設定しにくい事業もあると考えられる。複数の成果指標を設定したり、成果指標が増加傾向か減少傾向かをみるとといった手法で事業を評価することにより、説得力のある説明が可能になり、説明責任を果たすことにつながると考えられることから、チャイルドライン支援事業における成果指標のほかにも成果指標の設定について検討することが望まれる。</p>	<p>青少年の健全育成事業において、子どもの性被害防止やインターネット適正利用推進のための研修会等への助成回数を新たに成果指標として新設しました。</p>
6	【困難を有する子ども・若者支援の担い手育成事業】 補助金額の算定	指摘	<p>困難を有する子ども・若者の社会的自立支援事業のひとつである困難を有する子ども・若者支援の担い手育成事業の補助金交付要綱には、訪問相談支援員の賃金について1日当たりの上限額が記載されているのに対して、補助金交付申請書及び実績報告書では、相談件数に1日当たりの単価を乗じて上限額を計算しており、交付要綱に規定されている計算方法とは異なるものとなっている。</p> <p>この、計算方法は、平成29年度までの交付要綱に定められた方法であり、県も現行の交付要綱との整合性を確認していなかったことによるものである。ただし、補助金は、予算の範囲内で交付することとなっており、平成30年度における本事業の補助金額は、申請額で確定している。</p> <p>補助金交付要綱が変更された場合には、特に慎重に補助金交付申請書や実績報告書の内容が交付要綱と整合しているか確認する必要がある。</p>	<p>困難を有する子ども・若者支援の担い手育成事業については、平成30年度事業をもって事業廃止となり、現在は困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場応援事業のみとなっています。</p> <p>引き続き、補助金交付申請書や実績報告書の内容が交付要綱と整合しているか、とりわけ補助金交付要綱が変更となったときには慎重に確認を徹底してまいります。</p>

7	<p>【市町村発達障がい者支援体制強化事業】 実績報告書の記載漏れ</p>	指摘	<p>市町村発達障がい者支援体制強化事業は、県の現地機関である保健福祉事務所が、療育コーディネーターを設置している障がい者総合支援センター10圏域12か所へ業務を委託している。</p> <p>この中で受託者から提出された実績報告書において、サポート・コーチの派遣実績は4件あったものの、実績報告書には「なし」と記載されているものがあった。</p> <p>委託者である保健福祉事務所においては、委託事業における実績報告書の検査を適切に行い、実績報告書に不備がないよう注意を払い、また、所管課においては、現地機関の業務について、適切にモニタリングしていくことが求められる。</p>	<p>「障がい者等療育支援事業の契約事務に係る留意事項について」(令和2年3月5日付け事務連絡)を県保健福祉事務所へ通知し、実績報告書への派遣実績記載を徹底しました。</p> <p>また、市町村サポート・コーチの支援対象を明確にすべく、令和2年3月5日付けで交付要綱の一部改正を実施しました。</p>
8	<p>【長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業】 事業費の配分</p>	意見	<p>長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業においては、県内10圏域に一律の事業費が配分されている。平成27年度からは県内10圏域すべてに配置され、10圏域の活動実績が蓄積されており、業務が適切に実施されているか、業務の内容や量の分析を行うことが可能となってきていることから、業務内容や量を分析したうえで、今後の事業費の配分について検討することが望まれる。</p>	<p>県内10圏域に配置されたサポート・マネージャーは、地域における重層的な支援を担っており、その業務の内容や量は、地域の実状等により様々です。</p> <p>そのため、まずサポート・マネージャーが統一的に行うべき業務について、発達障がい者支援対策協議会の連携・支援部会で議論した上で、事業費の配分について検討してまいります。</p>
9	<p>【児童家庭支援センター運営事業】 収支決算書の内容</p>	意見	<p>児童家庭支援センター運営事業は、その運営費を補助するもので、その実績報告の収支決算書には、消耗品費について具体的な記載がなく、内訳が明確となっていないため、交付申請書金額から増加している原因が確認できないことから、県においては事務費支出の内容が把握できるよう、収支報告書の記載内容の見直しを補助金の交付先に求める必要がある。</p>	<p>令和2年度の補助金交付事務においては、事務費支出の内容を把握できるよう申請書、実績報告書の様式の改正を行います。</p> <p>また、令和2年6月に児童家庭支援センター運営会議を開催し、本年度の実施主体に対して補助金の適正な執行に努めるよう周知を図りました。</p>
10	<p>【児童家庭支援センター運営事業】 里親等への支援</p>	意見	<p>児童家庭支援センター運営事業について、長野県児童家庭支援センター設置運営要綱には児童家庭支援センターが実施する事業が定めてあり、その一つとして里親及びファミリーホームからの相談に応じるなど必要な支援を行うことが挙げられており、里親等への支援活動を実施しているが、里親委託をより一層推進するため、児童家庭支援センターに対し、里親及びファミリーホームへの支援や里親制度の普及に関する活動の更なる実施を促すことが望ましい。</p>	<p>令和2年6月に児童家庭支援センター運営会議を開催し、児童相談所等の関係機関と連携した取組を推進するとともに、里親及びファミリーホームを含めた相談・支援を適切に実施するよう、依頼・周知を行いました。</p>
11	<p>【家庭福祉相談事業】 母子・父子自立支援員及び女性相談員の委嘱</p>	意見	<p>母子・父子自立支援員、女性相談員（以下「自立支援員等」という。）の委嘱について、郡部は県の自立支援員等が所管しているが、福祉事務所が管轄する郡部の母子・父子世帯数及び女性人口は、福祉事務所により大きな開きがあることから、郡部の状況を踏まえ、自立支援員等の対象者数の状況に留意していくことが望ましい。</p>	<p>自立支援員等については、緊急的な対応のためにも地理的要因を考慮し、各福祉事務所への配置が必要と考えます。</p> <p>また、女性相談員の業務は郡部だけでなく、未設置市の住民についても対応しており、自立支援員を兼務しています。女性相談員未設置の市に対しては、引き続き設置を求めてまいります。</p>
12	<p>【児童養護施設等環境改善事業】 里親委託</p>	意見	<p>児童養護施設等環境改善事業は、児童養護施設等の入所児童等の生活環境改善、ファミリーホーム等開設支援、児童家庭支援センター開設支援、耐震物件への移転支援と多岐にわたっている。</p> <p>しかしながら、平成30年度の実績はファミリーホーム1か所に対する費用補助にとどまっている。厚生労働省では、社会的養護では里親委託を優先して検討することとしている。平成27年3月に策定公表している「長野県家庭的養護推進計画」では、里親等委託について社会的養護に占める家庭養護の割合が概ね1／3となることを目指すとしているものの、平成30年3月末現在の里親等委託率は14.7%で全国平均を5ポイント下回っている。</p> <p>長野県内には、里親同士の横つながりとして里親会が設置されており、里親会を通して本事業の周知を行うなどの取組みをおこなっており、今後もこのような方法で本事業の周知に努めるとともに、他都道府県の事例をさらに分析することで県のこれまでの対応を再検討するなどして里親等委託率の引き上げに努めていく必要がある。</p>	<p>令和2年6月に、本県の里親委託推進等に係る具体的な取組内容等を定めた「長野県社会的養育推進計画」を策定し、この内容に基づき里親委託等の積極的な推進を図ることとしております。</p> <p>具体的には児童相談所が中心となり、里親会や乳児院・児童養護施設等の民間機関の連携・協力の下、里親委託推進に向けた様々な取組を進めることとしており、補助事業の積極的な周知を含め、継続的に取り組んでまいります。</p>

13	【児童養護施設等環境改善事業】 里親委託とファミリーホームの推進	意見	<p>平成23年7月に公表された「社会的養護の課題と将来像」では、児童養護施設の課題と将来像として小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護を推進するとして(a)「本体施設のケア単位の小規模化」(b)「本体施設の小規模化」(c)「施設によるファミリーホームの開設や支援、里親の支援」を推進していくことを掲げている。</p> <p>「長野県家庭的養護推進計画」によると長野県は、児童養護施設の全面改築等の時期を捉え、本体施設についてできる限り大舍制からの転換を図るとともに、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアの開設・導入を進め、併せて将来的にファミリーホームの開設や開設支援を行うなど、施設の地域分散化や高機能化をふまえた、新しい施設運営を構築していくことが必要であるとし、計画対象期間の各年度について児童養護施設の整備計画を掲げている。</p> <p>用地確保等の事情により計画年度に実施できない場合があることはやむを得ないが、入所児童の生活環境の改善のためにも、必要な整備については計画的に実施していくことが望ましい。</p>	<p>児童養護施設等における小規模化かつ地域分散化、高機能化・多機能化の推進につきましては、「長野県社会的養育推進計画」において、設置法人の考えを尊重しつつ、計画的に推進することとしております。</p> <p>具体的には、施設への丁寧なヒアリングや情報提供・助言を行うとともに、国に対しても補助制度の充実や必要な財源措置を要望し、これらの積極的な活用に努めてまいります。</p>
14	【施設型給付費補助事業】 県内の待機児童	意見	<p>令和元年9月6日に厚生労働省から公表された「保育所等関連状況取りまとめ（平成31年4月1日）」によると、長野県の待機児童数は80人、待機児童率は0.16%となっている。待機児童率は47都道府県で30番目であり、長野県の待機児童率は比較的に低いといえるものの、待機児童数は平成30年度の50人から30人ほど増加している。</p> <p>長野県は、保育所の利用児童数が大きく減少している市町村がある一方で、利用児童数が大きく増加している市町村がある。利用児童数が増加している市町村のなかには待機児童数が増加するものもあり、市町村間における保育所の利用状況の差が拡大しつつある状況がうかがえる。</p> <p>保育所の設置は市町村が主体となって行うものであるが、県においては、待機児童の解消に努めるためのサポートを行うとともに、市町村格差の拡大についても気を配る必要がある。</p>	<p>市町村が策定した「第二期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育に係る「量の見込み」、「確保方策」等について、確認や助言を行ってまいります。</p>
15	【子ども・子育て支援事業】 放課後児童健全育成事業	意見	<p>放課後児童健全育成事業は、市町村が実施する利用者支援事業などの地域子ども・子育て支援事業に要する費用に充てるため、市町村に補助金を交付するものである。平成30年度の支出額をみると、放課後児童健全育成事業に関するものが二分の一を占めている。補助金額を児童数で除した場合、平成30年度の状況では、市部と町村部で児童一人あたりの補助金額に大きな差はみられないが、市の間で比較すると金額に大きな違いが生じている。</p> <p>各市とも、子ども・子育て支援事業計画を定め、同計画に沿った対応を行っており、実施している放課後児童健全育成事業の内容にも違いが生じている。また、放課後児童健全育成事業が提供するサービスへのニーズも市によって状況が異なっていると思われ、各市の政策の違いが本補助金の利用状況の違いに表れていると考えられるが、県においては、実施主体である市町村の状況に留意しながらそのサポートに取り組む必要がある。</p>	<p>市町村が実情に応じて事業を実施できるよう必要な情報提供を行い、適切な事業実施を支援してまいります。</p>
16	【児童館等施設整備事業】 児童館の設置状況	意見	<p>厚生労働省が実施している社会福祉施設等調査によると、児童館の設置数は、長野県は全国で4番目となっているものの、地域により設置数に違いがあることで、地域により住民へ提供するサービスに違いが生じていることが課題の一つと考える。</p> <p>また、50年以上が経過している施設が散見されるなど、老朽化が進行する中で、施設のメンテナンスをどのように効率的、経済的に進めていくか、建て替えが必要とされた場合にその財源をどのように確保するかなどの課題も考えられる。</p> <p>これらの課題にどのように対応していくかは、一義的には児童館を設置している市町村や社会福祉法人などの民間団体であるが、県としてもそのような設置者にどのようなサポートを行っていくか、他の施策と同様、計画的に対応を図っていく必要がある。</p>	<p>地域の実情に応じた施設整備ができるよう、市町村に対して必要な情報提供を行い、事業実施の要望に対して適切に対応してまいります。</p>

17	【私立高等学校等の保護者負担軽減のための支援事業】 私立高等学校授業料等軽減事業補助金の交付手続き及び時期の見直し	意見	<p>私立高等学校授業料等軽減事業補助金は、県単独事業であり、私立高等学校等就学支援金の上乗せ等を行い、一定所得以下の授業料負担の軽減を図る事業である。しかし、交付時期は12月から始まり、私立高等学校等就学支援金に比べて交付時期が遅くなっている。</p> <p>令和2年度から私立高等学校等就学支援金の支給上限額の引上げの制度改正があり、県単独事業の授業料等軽減事業の対象者は大幅に減少するが、入学金への支援は引き続き必要であることから、交付時期を早めるように検討することが望まれる。</p>	<p>就学支援金の支給額拡大に伴い授業料軽減事業の事務量が減少することから、入学金軽減事業の審査業務を令和元年度よりも1ヶ月程度早める予定です。</p> <p>なお、当年度の課税状況により就学支援金の対象者を把握し、それに基づいて各学校が授業料や入学金の軽減を行うため、これ以上の前倒しは困難であると考えています。</p>
18	【私立高等学校等の保護者負担軽減のための支援事業】 成果指標を上げるための助言注視の必要性	意見	<p>私立高等学校等就学支援金及び私立高等学校授業料等軽減事業補助金等の効果は、私立高校全日制定員充足率や授業料滞納率等を成果指標として達成状況を測定している。</p> <p>私立高校全日制定員充足率については、定員超過の学校が解消された一方で、定員に満たない学校が複数あり、全体として目標に達しなかったため、目標値未達成としている。</p> <p>また、授業料滞納率は目標値を達成していることから、より踏み込んだ分析は行っていないものの、授業料滞納率は全体として0.15%ではあるが、学校毎の授業料滞納率の調査を依頼したところ、2%程度となっている学校もあることが判明している。</p> <p>成果指標については、全体的に効果を測定するだけではなく、各学校の固有の事情を把握して、個々の学校に必要な助言等を行いつつ、注視することにより、補助金の効果を上げることが必要である。</p>	<p>各学校の状況の把握に努め、適切な学校運営ができるよう支援してまいります。</p>
19	【公立大学法人長野県立大学関連事業（公立大学法人運営費交付金）】 予算策定の精緻化	意見	<p>運営費交付金について、教員人件費は不執行により予算よりも大幅に余剰となり、これを積立金に計上している。</p> <p>これは、大学開学時の大学設置基準に適合した教員を配置する必要から予算を計上したが、教員の都合から採用時期が当初予定よりも遅れ、教員を補充することができなかっことなどにより生じたものである。</p> <p>積立金への計上について、県は、地方独立行政法人法の定めに従い承認している。積立金は、大学法人に損失が生じない限り取崩すことはできないことから、中期計画期間の終了時に設立団体である長野県に返還等されるまで積み立て続けられ、長野県にとって不効率な資金の執行となっている。結果として当該教員人件費は過大な予算計上であったといえることから、予算策定すなわち運営費交付金交付額の精緻化が望まれる。</p>	<p>公立大学法人長野県立大学運営費交付金の予算計上については、過去の予算及び決算の状況等を踏まえ、精緻化が図られるようにしてまいります。</p>
20	【信州で学ぼう！魅力発信事業】 事業の効果という観点からの見直しの必要性	意見	<p>信州で学ぼう！魅力発信事業は、高等教育コンソーシアム信州と連携し、LINE、SNS、テレビコマーシャルのような広告媒体ごとに、信州の魅力を発信する長野県の委託事業である。</p> <p>しかし、事業の効果を検証していることは評価できるものの、LINE、SNSのクリック数は少なく、テレビコマーシャルのアンケートからも認知されているとは言えない。また、テレビコマーシャルについては高等教育コンソーシアム信州の事業報告書においても、「実施方法や今後の計画等について工夫や改善を要する点がある。」とされている。</p> <p>今後のPR事業の実施にあたっては、手法・媒体の選定も含めた委託事業として情報発信を行うなど、早急に事業の推進体制・方法を改善するように検討することが望まれる。</p>	<p>信州で学ぼう！魅力発信事業については、事業効果をより高められるように、手法・媒体の選定を含めた委託事業を採用する等、推進体制・方法の改善を検討してまいります。</p>

21	【信州パーソナル・サポート事業（自立相談支援事業）】生活就労支援センター別ノウハウの共有	意見	<p>信州パーソナル・サポート事業は、生活困窮者の自立支援を目的に、ワンストップ型の相談窓口を設けることで様々な状況に応じた支援を行っている。その支援計画の策定数は、生活就労支援センターごとに偏りがあることが判明しており、個別の支援センターでの支援数の多寡があるのは理解できるものの、就労数及び増収者数の実績は、各センターの傾向があり、その傾向についての分析はされていないのが現状である。</p> <p>各センターでのノウハウの共有がさらなる生活困窮者への支援につながると考えられるため、実績の分析及びノウハウの共有が望まれ、また、実績数値のばらつきの原因として、就労者、増収者の定義がセンターによって異なっている可能性もあるため、就労者・増収者の定義の認識が共通であるかどうかの確認をすることも望まれる。</p>	<p>生活就労支援センターの主任相談員会議を開催し、センター同士の連携強化や、ノウハウの共有に取り組みます。</p> <p>また、情報共有を行う中で、就労者・増収者の定義についても共有します。</p>
22	【信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援事業）】予算額と決算額について（収支清算書のチェック機能）	意見	<p>受託業者の予算と決算額を比較すると、予算、決算額ともに一致しております、予算額以上は、決済されないため決算額を予算内に収めているという状況がある。この状況は、事業の実際の予算額をオーバーしているもののそれ以上に決算で求めることはできないため決算書に記載していないとする点で、業務の効果的な遂行に影響を与えると考えられる。</p> <p>この状況が統一すれば、事業の実施団体は、事業からの撤退を検討する可能性がある。継続的かつ効率的に事業を行う体制を構築するため、受託事業者が実際に費やしている事業費を定期的に把握する仕組みを構築することが望まれる。</p>	<p>委託事業の進捗状況について、受託者から毎月提出を受け確認しています。</p> <p>経理状況についても、半期に1回の報告を求め把握することとします。</p> <p>また、令和2年度に、受託事業者への実地検査を行い、実際に費やしている事業費を把握するとともに、それ以降も必要に応じ実地検査等により実態の把握に努めてまいります。</p>
23	【信州パーソナル・サポート事業（家計相談支援事業）】家計相談員の配置センター及び他の事業との協業	意見	<p>家計相談支援事業は、家計管理に問題を抱えている者に対して、家計相談支援員が、家計管理に関する支援、貸付のあっせん等を実施し、家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援する事業であり、家計相談支援員を配置し相談者の支援を行っている。</p> <p>信州パーソナル・サポート事業の各事業は、生活困窮者に対して自立相談、就労準備など様々な相談を受けることにより、相談者が自立した生活を行うことを目的とした事業であり、生活困窮者の相談に乗るという点においては同様の事業を行っている。</p> <p>生活就労支援センター（まいさぽ）では、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業等いくつかの相談事業があるが、これらはそれぞれ事業に応じた支援員が対応している。</p> <p>自立相談支援事業の相談員が家計相談支援事業の相談業務も兼務できれば、広範囲で詳細な行政サービスが可能となるため、兼務が可能であるかを検討することが望まれる。</p>	<p>「まいさぽ」では、債務を抱え生活費の確保が困難な方からの相談を多数受けしており、自立相談支援員が家計改善の知識を持って対応することは有用であることから、自立相談支援員研修等において家計改善支援に関する資質向上を図り、より広範にきめ細かい支援に取組みます。</p> <p>その上で、なお専門的な支援を必要とする者に対しては、広域的に配置している家計改善支援員による支援を行ってまいります。</p>
24	【信州パーソナル・サポート事業（生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業）】変更契約額の減額幅について（事業周知の必要性）	意見	<p>生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業は、社会福祉協議会と委託契約を締結しているが、実際の事業対象者は、当初想定していた対象者数から大幅に減少している。要因は、対象となる家庭及び子どもがいるという情報を、各社会福祉協議会に集める段階と、対象となる家庭及び子どもが実際に事業に申し込む段階それぞれに存在する。社会福祉協議会の役割や事業内容を学校関係者等へ周知し、連携して事業を進めることを切に希望する。</p>	<p>事業委託先の町村社会福祉協議会において、町村や町村教育委員会及び学校と連携して、事業の周知、対象者の把握等に努めていますが、保護者の理解が重要な要素となることから、保護者への周知や理解に関し、関係機関との連携をより強化して事業を進めてまいります。</p>

25	【心身障害発生予防事業】業務完了報告書の検証	意見	<p>心身障害発生予防事業における難聴児支援センター事業について、収支予算書と収支決算書をみると、支出項目の構成割合に大きな違いが生じている。</p> <p>県はこれに対して詳細な調査を実施し、予算と実績を比較して金額の側面からも業務を評価し、収支決算書の内容に不明点等があれば、これを調査して内容を把握する責任があると考えられ、委託事業における業務完了報告書の検証について見直しを検討していくことが望ましい。</p>	<p>令和元年度の予算書と決算書の差について信州大学医学部附属病院に決算書内訳の提出を求めました。</p> <p>その結果、執行状況に不明な点がないことを確認しました。</p>
26	【療育コーディネーターの設置事業】契約額	意見	<p>療育コーディネーターの設置事業の契約額は、年初に社会福祉法人等から入手する「障がい児（者）地域療育等支援事業（療育支援施設事業）実施計画書」他に基づき、契約額を取り決めている。「ア 療育コーディネーター設置事業」については一人当たりの人件費を県が積算した定額としている一方、「イ 在宅支援訪問療育等指導事業」、「ウ 在宅支援外来療育等指導事業」及び「エ 施設支援一般指導事業」については従量制として各々の県が積算した1件当たりの単価に各々の事業実施見込み件数を乗じている。</p> <p>しかし、事業実施件数の実績は事業実施計画件数を上回る状況となっていることから、計画件数を上回る理由について精査するとともに、障がい保健福祉圏域ごとに適切な予算措置を図る必要がある。</p>	<p>本事業の実施に係る計画件数と実績件数が相違している場合には、契約相手方に対して実施内容・相違理由などについて精査します。</p> <p>また、必要に応じて圏域の広狭や社会資源の多寡など各障がい保健福祉圏域の地域特性を勘案した予算措置に努めます。</p>
27	【障害児施設給付費等支弁事業－障害児通所施設給付費】事業費の重要な増減分析及びモニタリング方法	意見	<p>障害児通所施設給付費は障がい児の増加他の理由により、近年著しく増加しているが、県は、現地機関である県内10か所の保健福祉事務所ごとの事業費の推移については把握しているものの、事業主体である各々の市町村単位での事業費の推移の資料を整備していない。</p> <p>市町村ごとの事業費の推移を作成し、重要な増減については原因・背景等を分析することが今後の予算策定上役立ち、市町村のモニタリング上有効であると考える。</p>	<p>事業費の大幅な増加等がみられた市町村については、保健福祉事務所が実施している実地診断を通して原因・背景等を分析します。</p>
28	【社会福祉施設等整備事業－入所及び日中系サービス施設等の創設及び大規模修繕】補助事業からの報告書入手漏れ	指摘	<p>県は補助事業者より、「社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱」第9条に定める「社会福祉施設等整備事業進捗状況報告書」を入手していない。</p> <p>工事の入札・契約・施工等の完了検査については確認事項のチェックリストを設けて実施されていることから、補助金交付要綱上必要な届出についてもチェックリストを設けることが必要書類の微取漏れを防ぐことに有効と思われる。</p>	<p>補助金交付要綱上必要な届出について、チェックリストを作成し、事業者に送付しました。</p> <p>また、完了検査の際にチェックリストに基づき提出書類を確認し微取漏れを防止します。</p>
29	【ジョブカフェ信州運営事業】ジョブカフェ信州利用者の就職率のデータの採り方	意見	<p>ジョブカフェ信州利用者の就職率は、ジョブカフェ信州運営事業の成果指標で、事業の成否を測る上でも重要な指標となっており、新規登録者とその登録者の就職決定確認者の割合で表現しているもので、厚生労働省への報告もこの就職率を指標として報告が求められているものであるが、松本センターと長野分室で大きく就職率が異なっている。</p> <p>これは、松本センターと長野分室でデータの採り方に差異があることが原因となっている。事業を評価するうえでは、その事業を実際に利用した人数とその成果である就職者の割合で評価することが必要であるが、松本センターの就職率がそのような実際の利用者の割合になっていない点で事業性評価の指標として適切であるか検討することが望まれる。</p>	<p>国へ報告していた既存の就職率のデータとは別に、事業の評価指標として、ジョブカフェ信州を利用し就職した人数を設定することを検討します。</p>

30	【ジョブカフェ信州運営事業】 長野分室の在り方	意見	<p>長野分室は、松本センターのようにハローワークとの協業ができていない。ヤングハローワークは、国の事業であるが、国の予算として1県に1か所しか認めていないため、松本にしか設置していない。長野分室は、新卒応援ハローワークと同じ建物の同フロアにあるものの、松本センターと同程度の協業を行う体制にはなっていない。</p> <p>ジョブカフェ信州が想定している若年者は、就職経験がないまたは、就業経験が浅くそもそも就職活動をどのようにしていくかを把握していない人も多いことから、長野分室も松本センターのようによりハローワークと共同してセンターを運営していくことを検討することが望まれる。</p>	ジョブカフェ信州長野分室とハローワークとの協業・共同体制について、長野労働局へ要望し、検討します。
31	【ジョブカフェ信州正社員チャレンジ事業】 事業の効率性及び成果指標	意見	<p>ジョブカフェ信州正社員チャレンジ事業の事業費は、他県と比較しても突出して高いものではないものの、一人あたりの事業費は、長野県が行っている他の就業支援事業と比較しても比較的高額であり期待される効果も求められる。</p> <p>また、企業にとっては、有用な人材を長期的な視点に立って採用することが望める本事業の継続のため、企業の満足度及びその事業の参加者（正規雇用者）の定着率に加えて、採用後1、2年間程度の定着率等も成果指標に挙げることが望まれる。</p>	本事業により採用となった者の採用後1年経過時、2年経過時の定着状況をジョブカフェ信州において企業に確認するよう対応します。
32	【就職困難者のための就職サポート事業】 事業を担当する行政嘱託員	意見	<p>就職困難者のための就職サポート事業は、障がい者、母子家庭の母等就職困難者に対象を絞った無料の職業紹介事業であり、県独自の事業として、就職希望者だけでなく、企業側への雇用を促すために企業を訪問し求人を開拓することでマッチングを行うもので、地域振興局に配置した求人開拓員が行っており、個々の求人開拓員の経験に負うところが大きいが、最長で5年と規定されている。</p> <p>そのためどんなに企業との結びつきがあった嘱託員であっても5年でそれまでの事業の蓄積がリセットされてしまう恐れがあることから、有期で行う事業ではなく継続的に県が関与するような仕組みを整え、現在、属人化になっている行政嘱託員のノウハウを次の行政嘱託員に引き継ぐ体制を構築する等の検討が必要である。</p>	本事業については、有期の会計年度任用職員が担当せざるを得ない状況であるため、引継ぎが遗漏なく行われるよう体制構築を検討します。
33	【中小企業における長時間労働削減支援事業】 成果の把握及び分析	指摘	中小企業における長時間労働削減支援事業は、時間外労働の削減等の働き方改革に取り組もうとする中小企業に対して、業務の見直しや作業効率化のためのIT化・省力化などを支援する専門家チームを派遣するとともに、得られた効果や成功事例を「見える化」して発信することにより他企業への波及を図るものであるが、取組実施後のモデル企業の時間外労働時間、年次有給休暇の取得状況等のデータの収集や、収集したデータの分析、具体的な取組内容が時間外労働時間の削減や生産性の向上、従業員の処遇改善等にもたらす効果などの検証が不十分であることから、出来得る限りデータを収集・分析とともに事業などの施策へのフィードバックを行うことが望まれる。	委託事業実施の際に、定量分析等による十分な効果検証、報告となるよう指示を徹底します。
34	【児童相談所（中央児童相談所・松本児童相談所・児童相談所広域支援センター】 児童福祉司の配置	意見	児童福祉司の配置標準は、各児童相談所の管轄地域の人口4万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には業務量（児童虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行うこととして政令に規定するとしており、平成31年4月1日現在、基準は満たしているが、この基準は見直されることとなっており、平成31年4月1日現在の実際の配置数は、見直し後の新基準には不足することから、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（案）による2022年度までの増員目標が達成できるよう、計画的に対応を図っていく必要がある。	増員目標の達成に向けて計画的な増員を実施しており、令和2年度については9人の増員を行いました。 令和3年度、4年度についても計画的に増員を行っていく予定です。

35	<p>【児童相談所（中央児童相談所・松本児童相談所・児童相談所広域支援センター】</p> <p>児童心理司の配置</p>	意見	<p>児童心理司は、児童福祉法に基づき児童相談所に配置されている専門職員で、児童の心理判定や心理療法などを行う。児童相談所運営指針は児童心理司について、「児童福祉司2人につき1人以上配置することを標準とする。</p> <p>なお、地域の実情を考慮して必要に応じ、この標準を超えて配置することが望ましい。」としており、児童心理司の配置基準は努力目標で、達成が義務付けられている児童福祉司の配置基準とは性格を異にしているが、児童虐待防止対策体制総合強化プランでは、児童相談所に配置する児童心理司の配置人数に関する基準を法令上に規定することを検討するとしている。</p> <p>児童心理司の配置人数に関する基準が法令で規定された場合には大幅な増員が必要となることから、児童心理司について、計画的に増員していくことが望ましい。</p>	<p>増員目標の達成に向けて計画的な増員を実施しており、令和2年度については6人の増員を行いました。</p> <p>令和3年度、4年度についても計画的に増員を行っていく予定です。</p>
36	<p>【児童相談所（中央児童相談所・松本児童相談所・児童相談所広域支援センター】</p> <p>業務の効率化</p>	意見	<p>児童相談の受付件数は増加傾向にあり、今後も続く可能性があること、児童虐待に関する対策強化の一環として、児童相談所及び市町村の体制・専門性の強化等が講じられている状況を鑑みると、児童相談所の役割はますます重要となり、それに伴って業務量が拡大していくことが推測される。</p> <p>一時保護は児童相談所内で行う場合と外部に委託して行う場合があるが、業務内容は、児童福祉法に法定されており受託者に裁量の余地はなく、委託料も県が定める「児童福祉法による児童入所施設措置費等交付要綱」に基づいており受託者に裁量の余地はないことから、競争性を競う性質とは言えないことを踏まえると、契約事務の効率化、簡便化に一層努めていく必要がある。</p>	<p>一時保護につきましては、児童相談所において迅速かつ柔軟に対応していく必要がある業務のため、基本的には児童相談所毎に契約事務を行う必要がありますが、契約事務の効率化に向けて、児童相談所や委託先の意見等を伺いながら引き続き検討してまいります。</p>
37	<p>【児童相談所（中央児童相談所・松本児童相談所・児童相談所広域支援センター】</p> <p>要保護児童対策地域協議会</p>	意見	<p>県内すべての市町村が地域協議会を設置し、児童相談所はそのすべての地域協議会の構構員になっており、児童相談所と市町村の役割がますます重要となるなか、地域協議会が地域の実情に応じて設置・運営されているか、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」の趣旨に従って運営されているかなどについて確認する方法を検討していく必要がある。</p>	<p>県内の要保護児童対策地域協議会の設置運営状況につきましては、児童相談所をはじめとした関係機関の連携や支援体制の強化等を推進するため、年1回実態調査を行っており、引き続き実施してまいります。</p>
38	<p>【松本あさひ学園】</p> <p>インターネットバンキングの使用に関するルールの明確化</p>	意見	<p>経費等の支払いに係るインターネットバンキングの使用については、指定管理者においてそのルールが明確となっておらず、現状では入力者と承認者が同一者となっている。</p> <p>預金管理や経費管理においては、入力内容を入力者以外（上長等）がチェックする仕組みが必要であり、そのルールを明確化するよう県は指定管理者と協議を行う必要がある。</p>	<p>令和2年1月に、インターネットバンキングによる振込手続きについても、長野県社会福祉事業団の経理規程に則り、事前に振込担当者以外が振込内容を確認し執行する体制とするよう、事業団本部から各施設に通知が发出され、あさひ学園においても体制を改め改善しました。</p>
39	<p>【松本あさひ学園】</p> <p>備品の現物と台帳の照合</p>	意見	<p>基本協定書によると指定管理者は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない、また、管理物件について、定期的に台帳と現物との照合を行い、汚損、損傷したものがあるときは、速やかに適切な措置を講じなければならないとされている。</p> <p>指定管理者は年1回、管理物件について台帳と現物との照合を行い、その結果を県に報告しているが、報告書の形式が明確となっておらず、過年度に撮影した写真データを報告に用いている例もあることから、現物照合の結果の報告のあり方について県は、指定管理者と協議しておく必要がある。</p>	<p>令和2年度に係る報告から、指定管理者が現物照合の際に備品点検記録（照合表）へ入力を行い、県は提出された記録に基づき備品の管理状況を確認するよう改め、令和2年度分については5月に手続きを完了しました。</p>

40	【松本あさひ学園】寄付受けした和太鼓の管理	意見	<p>松本あさひ学園には、入所者が参加している太鼓クラブ（松本あさひ太鼓）が設置されており、園所在地区の夏祭・文化祭等で演奏を披露している。演奏に使用する和太鼓は寄付受けしたものであるが、寄付台帳が作成されておらず数量管理が行われていない。</p> <p>現状では、県及び指定管理者とも和太鼓の金額的価値を正確には把握していないが、一定の価値はあるとしており、管理物件に該当する価値を有する可能性もある。</p> <p>和太鼓について指定管理者は寄付台帳を作成し数量管理を行うよう、県は指定管理者と協議する必要がある。</p>	<p>当該太鼓については、指定管理者が改めて入手経過を関係者に確認したところ、寄贈ではなく借用していることが確認されたため、現在、今後の取扱いを所有者と協議しているところです。</p> <p>協議の結果、改めて寄付手続きを行うこととなった場合には、適切に寄付台帳に記載するとともに、これ以外の寄付物品についても、台帳に記載するなど適切に対応してまいります。</p>
41	【松本あさひ学園】寄付金の受け入れ	意見	<p>長野県社会福祉事業団に限らず、県における寄附金税制の扱い手になり得る事業者は、その事業を周知していくとともに寄付の対象となることを積極的にアピールしていくことが望まれる。</p>	<p>現在、県社会福祉事業団においてホームページのリニューアルに向けた作業を実施しており、この中で寄附金税制の対象である旨の説明や実施している事業に関する情報内容の充実に努めるなど、積極的なPRに努めてまいります。</p>
42	【信濃学園】今後の施設のあり方	意見	<p>信濃学園は県内唯一の福祉型障害児入所施設として開設以来その役割を担っているが、建物は老朽化が進んでいる、入居待機者が恒常に存在している、短期入所の需要があるにもかかわらず、定員1名のみである、などの課題があることから、概ね10年間開催されていない有識者による「信濃学園あり方検討会」により、今後の信濃学園のあり方を検討することは有意義であると考える。</p>	<p>厚生労働省の障害児入所施設の在り方に関する検討会を踏まえながら、信濃学園のあり方検討の手法について研究しています。</p>
43	【信濃学園】未使用備品	意見	<p>備品点検記録（照合表）には、未使用・要処分に区分されている備品があったことから、他の施設において転用可能か否かを確認したうえ、利用不可と判断された場合には、速やかに処分する必要がある。</p>	<p>今後、未使用・要処分かつ他所属での使用が見込まれないことが判明した備品について、指定管理者と確認の上、不用決定を行い、備品台帳の整理を行います。</p>
44	【信濃学園】指定修繕委託料	意見	<p>県は信濃学園の土地、建物を公有財産として所有している。</p> <p>平成30年度に実施されたエアコン設置工事及び屋根改修工事は、県の公有財産に係る工事であるため県の資金負担で実施されたが、施設特性上、指定管理者に工事の管理業務を委託することが適当であるため、指定管理者に工事請負費ではなく委託料として支出し、工事業者との請負契約により工事を完了させている。</p> <p>県は、統一的な基準による地方公会計に基づく固定資産台帳及び財務諸表を整備するために固定資産情報に関する調査を実施し、委託料についても県有施設における資本的支出にかかるものについては、固定資産台帳に、工事にかかった費用を計上しており、当該工事についても令和元年度に実施した調査の際に計上している。</p> <p>県は指定管理者に委託した資本的支出にかかる工事費等について、固定資産台帳上の漏れがないように、上記調査時には確実に計上するよう留意する必要がある。</p>	<p>固定資産台帳に記載漏れがないか、固定資産情報に関する調査実施時に確認します。</p>

公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

令和2年11月26日

長野県立こども病院長 中村友彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量

医用画像情報システム 一式

- (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

- (3) 納入期限

令和3年9月30日(木)

- (4) 納入場所

安曇野市豊科3100

長野県立こども病院

- (5) 予定価格

231,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- (6) 入札方法

ア 價格その他の条件が発注者にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式により行います。

イ 入札者は、入札説明書に定める提案書を、入札書とともに提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）第4条第1項に定める当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

- (2) 契約事務規程第4条第3項及び第4項各号の規定により競争入札に参加させないとされた者でないこと。

- (3) 契約の履行に当たり、(2)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (4) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「物件の買入れ」の等級がAに区分されている者であること。

- (5) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (7) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

安曇野市豊科3100（郵便番号 399-8288）

長野県立こども病院 事務部医療情報管理課

電話 0263 (73) 6700

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年1月14日(木) 午前11時

イ 場所 長野県立こども病院 北棟2階会議室

- (3) 郵送による場合の入札書及び提案書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和3年1月13日(水) 午後5時

イ 提出場所 上記3の場所

- (4) 対面審査（プレゼンテーション）の日時及び場所

ア 日時 令和3年1月26日(火)から2月3日(水)までの期間の範囲内で発注者が指定する日時

イ 場所 上記(2)のイの場所

(5) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、令和2年12月24日（木）午後5時までに上記3の場所に必要書類を提出し、入札参加資格の有無等について確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(6) 入札保証金

地方独立行政法人長野県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）第44条第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第7条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第8条第1項各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

会計規程第45条第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第7条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第31条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

契約事務規程第11条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

ア 別記「長野県立こども病院医用画像情報システム調達落札者決定基準」により、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者を対象に総合評価を行い、評価点の合計が最も高い者を落札者として決定します。

イ 評価点の合計が最も高い者が2者以上ある場合は、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点も同点のときは提案評価点の高い者を落札者とし、提案評価点も同点のときは、これらの者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち、くじ引きに出席しないもの又はくじを引かないものがあるときは、その者に代えて、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとします。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

(1) Nature and quantity of products to be procured:

Picture Archiving and Communication Systems,1 set

(2) Delivery deadline:

Thursday September 30, 2021

(3) Delivery location:

Nagano Children's Hospital

3100 Toyoshina, Azumino City, Nagano Prefecture 399-8288 Japan

(4) Contact information :

Nagano Children's Hospital

Management Department,Medical Information Management Division

3100 Toyoshina, Azumino City, Nagano Prefecture 399-8288 Japan

Tel: +81-263-73-6700 (Japanese only)

(5) Tender opening:

Date and time: Thursday,January 14,2021,11:00 a.m.(JST)

Location: Nagano Children's Hospital,North Building,2nd Floor, Conference Room

(6) Mail-in submission:

Deadline: Wednesday,January 13,2021,5:00 p.m. (JST)

Mailing address: Nagano Children's Hospital

Management Department

Medical Information Management Division

3100 Toyoshina, Azumino City, Nagano Prefecture

399-8288 Japan

別記

長野県立こども病院医用画像情報システム調達落札者決定基準

1 趣旨

地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立こども病院の医用画像情報システムの調達に係る審査及び評価方法等について定めるものである。

2 評価点の配点

技術評価点400点、提案評価点300点、価格評価点300点の合計1,000点を満点とし、評価項目毎の配点は以下のとおりとする。

評価項目		技術評価点	提案評価点	価格評価点
技術評価	要求仕様の充足度	400	—	—
提案評価	提案書・プレゼンテーション審査	—	300	—
価格評価	システムの導入費用	—	—	200
	導入後7年間の保守費用	—	—	100
合計		400	300	300
		1,000		

3 その他

評価点の算定方法等詳細は、長野県立病院機構ホームページ（入札公告）に掲載しています。

<https://www.pref-nagano-hosp.jp/honbu/category/tender/>

医療政策課